

ればならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、毎日の業務終了後、仕様書に定める報告書を委託者に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 受託者は、毎月原則5日までに、前月分の業務内容について委託業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 4 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 5 前2項の規定による検査に要する費用は、受託者の負担とする。

(委託料等の支払)

第8条 委託料は、月額払いとし、受託者は、当該月の履行が完了した後、適正な請求書を当該月の翌月10日までに委託者に提出するものとする。なお、受託者において調達する消耗品等に要する経費は委託料に含まれないため、当該消耗品等の調達が完了した後、適正な請求書を当該月の翌月10日までに、別途、委託者に提出するものとする。

- 2 委託者は、前(第1)項により受託者から適正な請求書を受領したときは、その日から60日以内にこれを支払うものとする。
- 3 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第3項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(損害の負担)

第9条 受託者は、業務の実施に当たり、受託者の責に帰すべき理由により、委託者並びに第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の義務を負うものとする。ただし、委託者の責に帰すべき理由による場合や、天災その他不可抗力による損害と認められる場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでない。

(契約内容の変更)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第 3 条第 1 項に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 委託者又は受託者の自己都合により、第 3 条第 2 項に規定する書面通知を相手方が受け取ったとき。
- (3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (4) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 13 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 13 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第 13 条の 4 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 14 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条第 1 項に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 8 条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 9 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第 13 条から第 13 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、第 13 条第 2 号の規定により契約が解除された場合の違約金又は損害賠償金の取扱いについては、委託者及び受託者双方において、これを求償しないものとする。

- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第15条 受託者は、第13条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第16条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

- 第17条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、仕様書に掲げる個人情報保護に関する事項を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

- 第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第19条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

この契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

委託者 住 所 長野県長野市三輪8-49-7
職・氏名 公立大学法人長野県立大学 理事長 安藤 国威 印

受託者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名 印